

## 年金生活者支援給付金制度について



## ◇ 年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

## ◇ 対象となる方

## ■ 老齢基礎年金を受給している場合

次の支給要件を全て満たす方です。

- ・ 65 歳以上
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税
- ・ 前年の公的年金等の収入金額<sup>※1</sup>とその他の所得の合計額が 881,200 円以下

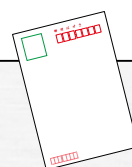
※ 1：障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

※ 2：扶養親族などの数に応じて増額します。

## ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

次の支給要件を満たす方です。

- ・ 前年の所得<sup>※1</sup>が 4,721,000 <sup>※2</sup>円以下



## ◇ すでに年金を受給しており新たに年金生活者支援給付金の対象となる方

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和 4 年度において、所得額が前年より低下したことなどにより、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和 4 年 9 月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が送付される予定です。

※ すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

※ 原則、お手続きいただいた翌月分から支給対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

## ◇ 新たに各種基礎年金の請求をする方、はがき型の請求書を紛失した方

年金生活者支援給付金請求書（A 4 型）を提出していただく必要があります。

※ 基礎年金番号もしくは個人番号のわかるものをご用意ください。

## ◇ 添付書類について

市町村が提供する所得情報などにより、支給要件を満たしているか判定するため、基本的に課税証明書などの添付は必要ありません。

## ◇ 提出方法

はがき型の場合は必要事項を記入し、切手を貼ったうえで、郵便ポストに投函してください。

A 4 型の場合は住所地を管轄する年金事務所（幌延町は稚内年金事務所）または役場住民生活課住民グループでお手続きください。（いずれの提出先も郵送にて提出することが可能です。）

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください

給付金専用ダイヤル： **0570-05-4092**（ナビダイヤル）

受付時間

月 曜 日：8：30～19：00

火曜日から金曜日：8：30～17：15

第 2 土 曜 日：9：30～16：00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に 19 時まで相談が可能です。

※ 祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日から 1 月 3 日はご利用いただけません。

※ お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



詳細につきましては、次の日本年金機構または厚生労働省の HP から確認できます。

日本年金機構

(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/sonota-kyufu/shienkyufukin/20190805.html>)

厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>)



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812